

## 倫理委員会報告

### 東京電力自主点検記録不正問題および関西電力美浜発電所 二次系配管破損事故への倫理委員会の対応

日本原子力学会倫理委員会(以下、倫理委)は、2002年の東京電力(株)(以下、東京電力)原子力発電所におけるトラブル隠蔽の指摘計29件のうち、16件について不適切な点が認められた問題(以下、東電問題)に対し、

- ・遺憾の意として「東京電力の問題について」<sup>1)</sup>
- ・東京電力から出された調査報告書に基づいた「東電問題に関する提言」<sup>2)</sup>
- ・「東電問題に関する提言」のフォローにかかわる見解<sup>3)</sup>

の3つを表明した。また、2004年の関西電力(株)(以下、関西電力)美浜発電所における二次系配管破損事故に対しては、

- ・「関西電力(株)美浜発電所3号機二次系配管破損事故に関する見解」<sup>4)</sup>

を表明した。

本稿では紙数の制約から、表明の内容については要約にて説明する。詳細は、注釈に記載のURLにてホームページをご参照願いたい。

#### 1. 倫理委としての意見表明について

倫理委が独自に何らかの意見表明をするべきかについては、倫理委内でも熱心な議論が展開された。倫理委の任務は、倫理委員会規程<sup>5)</sup>第2条にて定められているが、東電問題が起きた当時の内容は、

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議し、実施することを任務とする。

- (1) 本会の制定した倫理規程(全文、憲章、行動の手引)に関する事項
- (2) 倫理問題の事例集や教材の発行
- (3) 講習会の実施と受講証明の発行
- (4) 原子力関連の倫理に関する事項の現状調査
- (5) その他必要な事項

である。そのため、東電問題に際し、倫理委として何らかの行動を起こすべきとの意見には委員全員が賛成であったが、倫理委独自の意見表明を行うことについては、そうすべきであるという意見と独自の意見表明までの行動は規程に定められている任務から考え行き過ぎであり、学会もしくは会長の意見表明に対し働きかける行動が良いのではないかとの意見に分かれた。しかしながら、同じ事象に対しても、学会(もしくは学会会長)の出

す意見表明は、倫理委を含めた原子力学会の総合的視点からなされるものであり、倫理委としては倫理規程および倫理委の活動に基づいた、より具体的な意見表明が必要なのではないかとの結論に達し、意見表明をすることとなった。

こうした議論は直接に顔を合わせる委員会だけでなく、電子メールも積極的に利用された。ただし、いずれの決定事項も、すべて倫理委員会運営申し合わせ<sup>6)</sup>第4条

(委員会の決定)

第4条 特に定めのない場合、出席委員の過半数の賛成をもって委員会の決定とする。

に基づいてなされており、最終的な意見表明には、賛成/反対/保留/不投票の数の記載がなされている。また、現在の倫理委員会規程は2003年1月28日の第449回理事会にて改訂されたものとなっており、任務(5)に倫理問題に関する意見の表明が加わっている。

#### 2. 東電問題について

##### (1) 「東京電力の問題について」

原子力安全・保安院が2002年8月29日に、東京電力が原子力発電所の点検データを改ざんし、トラブルを隠ぺいしていた疑いのあることを発表し、また9月2日に東京電力がこの事実を認め、首脳陣が責任を取り退任することを表明した。このことを受け、正確な事実関係は今後明らかにされるという前提の下、倫理委としてきわめて遺憾であるとした声明を、2002年9月15日付で公表した。

本声明に関する議論は、すべて電子メールで行われた。要点は以下である。

- ・学会では、近年の技術に関連したモラルにもとる事象を会員一人ひとりが自身の問題として受け止めて活動することを願って「日本原子力学会倫理規程」を制定し、「倫理委員会」を常置している。
- ・倫理規程では、賛助会員(企業または団体)への積極的な倫理体制整備と、非会員による倫理的問題についてもそれに関与する会員が一定の責任を認識すべきであると謳われている。
- ・原子力技術が倫理観を備えた会員等に担われて、健全な形で社会に定着するよう、倫理委は絶えず努力

を続けていく所存である。

なお、本声明の公表は、ホームページに掲載したのみであるが、当時の会長である成合英樹氏が倫理委員でいらしたこともあり、会長の声明文「東電問題について」の中でも、本声明について触れられている。

## (2) 「東電問題に関する提言」

「東京電力の問題について」の表明後、東京電力から出された9月17日付けの調査報告書を受け、その内容に対する倫理委の意見を、2002年10月18日にホームページ上に公表した。本件に関する議論は、電子メールおよび第6回倫理委員会(2002年10月3日開催)<sup>7)</sup>でなされている。以下に、主な内容の2点について、東京電力の調査報告書における内容およびそれに対する倫理委の意見を記す。

### (a) 責任の所在について

#### 【東京電力の調査報告書における内容】

- ・職場において誰が指示したというよりも、こうした行為が連鎖と続けられてきたという事実が、今回の件が組織管理上の問題であることを象徴的に表している。
- ・今回の一連の問題に対する責任を個別事案実行者個人に求めるのは適切ではなく、組織全体として負うべきものであり、最終的には幹部へ帰すべきものと判断する。

#### 【倫理委の意見】

- ・責任が個別事案の実行者個人ではなく組織全体にあるという考えには同意する。
- ・再発防止をするという観点から考えると、責任追及とは別に、個人の状況および行為を詳細に調査し、公表することが必要である。また、そうした調査をせずに幹部を処分することは組織としての真の反省とは言い難い。
- ・すべての原子力事業者が、問題となっているさまざまな事案における個人の状況および行為を、責任問題とは切り離した上で詳細に調査し、わかりやすく説明すべきである。
- ・国民のみなさまには、不祥事の再発防止こそがもっとも大切であることを理解いただき、いたずらに責任問題の追及だけに固執することなく、冷静に事実の解明を見守りいただきたい。

### (b) 「企業倫理遵守活動推進のための体制整備」について

#### 【東京電力の調査報告書における内容】

- ・具体的な体制整備に関する内容の列記。

#### 【倫理委の意見】

- ・提案されている活動や制度を評価する。
- ・活動や制度が形式的なものではなく、実効的なものとなるよう常なる改善を含めた努力をお願いする。また、それらを評価する仕組みを組み込むこと等を検討いただきたい。

- ・すべての原子力事業者が、早期にこうした活動や制度を確立いただきたい。
- ・倫理委としては協力の用意がある。

### (3) 「東電問題に関する提言」のフォローにかかわる見解”

2003年12月より第2期倫理委の活動が開始され、同月26日に開催された第12回倫理委員会において、どのような活動に重点を置くべきかが議題となり、活動のひとつとして「東電問題に関する提言」のフォローを行うことになった。

2005年4月25日に公表した「東電問題に関する提言」のフォローにかかわる見解”は、東京電力総務部企業倫理グループへのヒアリングと福島第一原子力発電所における東京電力社員、協会社社員でのグループ・インタビューなどを基にまとめられた。ヒアリング等は随時、委員会で報告され、見解をまとめる作業は電子メールを中心に行われた。本見解は、ホームページでの発表だけでなく、東京電力会長 田村滋美氏と倫理委委員長 西原英晃氏の会談を実現し手渡すことができた。要点は以下である。

#### (a) 実行者の詳細な状況について

- ・不適切な取扱いが行われてから、かなりの時間経過があったこともあり、当時の記録から意思決定の全過程を明らかにすることはなされていなかった。この問題については今後、社会全体として取り組み、不祥事の未然あるいは拡大防止のために、個人の行動を明らかにされることを望む。
- ・東電問題後、各業務の責任の所在がわかるような意思決定プロセスを明確化する取組みが実施されていることはすばらしく、他組織での展開を望む。

#### (b) 企業倫理遵守活動について

- ・東京電力の企業倫理プログラムは、具体的かつ実効的なものとして高く評価できる。
- ・今後、個人の業務量にも十分な注意を払った上で、さらなる活動が展開されることを期待する。
- ・東京電力には、自社の取組みを公開することをお願いするとともに、他組織が東京電力の取組みを参考に、より良いプログラムの構築を行うことを期待する。

### 3. 関西電力(株)美浜発電所3号機2次系配管破損事故について

当初、倫理委では美浜発電所における事故を倫理委の取り上げるべき問題としてとらえていなかった。しかし、事故の事実関係が明確にされる中、関西電力から安全文化の浸透が不十分であったとの反省が示され、再発防止に係る行動計画が示されたことから見解を出すこととした。本見解は、2005年3月30日、原子力安全・保安院の最終報告書等に基づくとともに、関西電力から直接

説明を受ける機会を持ち、委員会および電子メール上での議論を基にまとめ、2005年4月30日に公表した。「関西電力(株)美浜発電所3号機二次系配管破損事故に関する見解」の要点は以下である。

(a) 二次系配管破損事故について

- ・「検査必要箇所の登録漏れ」に対する認識が甘く、「登録漏れ」に関する情報が水平展開されなかったことを真摯に反省し、重要情報が上層部や関係部署に伝達され、水平展開されるような安全体制を構築するよう希望する。
- ・社長宣言および5つの基本行動方針に基づき、「安全の最優先」の取組みが真摯に行われ、より良い安全文化が醸成されることを期待する。

(b) 配管肉厚管理における不適切な管理指針運用について

- ・不適切な技術基準の解釈は、二次系配管の破損事故とは直接関係なく、また、関係者が故意に誤解釈を行ったものではないが、倫理規程に照らして不適切である。
- ・悪意や故意はない行為であっても、当該業務に必要な専門知識を十分に知らなかったことは、技術者に対する社会からの信頼を裏切ることが認識すべきであり、技術者への専門知識や経験の付与、危機管理意識の醸成について必要な資源を投入し、積極的な改革の実行を希望する。
- ・原子力業界、関連学協会等は、現場の安全と安全基準の齟齬について検討し、場合によっては法改正への働きかけをする取組みを、より積極的に行う必要がある。

#### 4. さいごに

以上のように、倫理委員会では学会の一委員会ながらも倫理問題に対する意見表明を行ってきた。意見表明については、表明すること自体およびその内容について、常に委員会内で議論されているが、その是非については会員のみならずからもご意見をいただきたい。

今後は、「関西電力(株)美浜発電所3号機二次系配管破損事故に関する見解」に対するフォローを行うことはもちろん、東京電力、関西電力をはじめとする学会会員すべての組織における倫理活動に注目し、それらの活動を支援する立場から、必要な場合にはともに議論や検討を行う等、倫理規程を軸としたより積極的な活動を考えている。

金沢工業大学

(日本原子力学会倫理委員会委員) 大場恭子

#### —参考文献—

- 1) <http://wwwsoc.nii.ac.jp/aesj/rinri/tepc0.htm> に掲載。
- 2) <http://wwwsoc.nii.ac.jp/aesj/rinri/tepc02.pdf> に掲載。
- 3) <http://wwwsoc.nii.ac.jp/aesj/rinri/tepc02.pdf> に掲載。
- 4) <http://wwwsoc.nii.ac.jp/aesj/rinri/committee/act/20050430AESJethicsKEPCO.pdf> に掲載。
- 5) <http://wwwsoc.nii.ac.jp/aesj/rinri/committee/prescript.html> に現在の規程を掲載。
- 6) <http://wwwsoc.nii.ac.jp/aesj/rinri/committee/consent.html> に掲載。
- 7) <http://wwwsoc.nii.ac.jp/aesj/rinri/committee/giji/summary006.pdf> に議事要旨を掲載。